

議案第 106 号

議決第 号

始良市長等の給与の減額に関する条例制定の件

始良市長等の給与の減額に関する条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年12月17日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市長等の給与の減額に関する条例

（始良市長等の給料の月額の減額）

第1条 市長の給料の額は、始良市長等の給与に関する条例（平成22年始良市条例第44号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する額に100分の95を乗じて得た額とする。

2 副市長の給料の額は、始良市長等の給与に関する条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する額に100分の95を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和4年1月31日限り、その効力を失う。